

魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和3年7月5日（月）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 18 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 19 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 20 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について
- 第 5 議案 第 21 号 令和 3 年度富山県農業政策に関する提言について
(案)

総会の種類	定例総会		
1. 総会の期日	令和3年7月5日(月)		
2. 総会の場所	魚津市役所第一会議室		
3. 農業委員の定数	13名		
4. 総会に出席した農業委員の数	11名		
会長職務代理(議長)	11番	北田 直喜	
委員	1番	稗苗 史絵	2番 小坂 義則
	3番	宮坂 博一	5番 住田 賀津彦
	6番	關口 卓司	7番 大崎 章博
	8番	金坂 隆男	9番 高橋 順子
	12番	谷越 彦茂	13番 石坂 誠一
5. 総会に欠席した農業委員の数	2名		
	10番	松田 治之	14番 杉山 篤勇
6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数	2名		
	道下地区	西尾 勉	経田地区 経田 高久
7. 議事録署名委員			
	12番	谷越 彦茂	13番 石坂 誠一
8. 総会に出席した職員			
	事務局長	矢野 道宝	庶務係長 高森 玲子
	主任	中尾 能成	主任 井口 健太郎
	主事	横田 悠介	

【開 会：午後1時30分】

議長： それではただ今から令和3年度7月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員13名中11名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、12番谷越委員、13番石坂委員にお願いいたします。

議案第18号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第18号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

議案書2ページ目をご覧ください。

今月の申請は4件5筆です。地区別の内訳は表のとおりで、面積合計が4,877㎡です。

それでは3ページをご覧ください。今月の総括表です。読み上げ

てご説明いたします。

【議案第18号 議案書をもとに朗読】

今回の申請は、いずれも農地法による各要件を満たしていることから、所有権移転による農地取得について特に問題ないと思われま
す。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

7番： 1番2番について説明いたします。農地の交換ということで現地を確認してきました。特に問題ないと思います。

議長： 3番については、杉山委員が欠席のため、事務局から説明願いま
す。

事務局： 杉山委員より、本件について特に問題ないとの意見を事前に承
っておりますので報告いたします。

5番： 4番について現地確認をしてきました。現状と変わらない状況で
した。問題ございません。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方
で何かご意見がありましたらご発言願います

7番： 3番、4番の譲渡人について、同姓の方が複数名いますが関係性
が分かれば教えてください。

事務局： 譲渡人3名は同じ住所地です。相続により農地を取得されたと聞
いております。

議長： 他に意見はございませんか。

議長： 特に無いようならば、申請通り許可決定ということでよろしいで
しょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第18号は許可決定いたします。

議案第19号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第19号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

7ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は1件ございます。転用別及び地区別の内訳は議案書の表のとおりです。

それでは8ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

【議案第19号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

7番： 事務局から説明があった通りです。土地の境界が分かりにくいところではありますが、転用に関しては問題無いと思います。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 特に無いようならば、申請通り意見決定でよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第19号は意見決定いたします。

議案第20号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第20号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について説明いたします。

本議案には宮坂委員、谷越委員に関わる案件がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事には参与でき

ませんので、退席いただきます。

(宮坂委員、谷越委員退席)

魚津市長より令和3年6月30日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

今月の案件は、1議案65件、189筆、264,090㎡で、相対が1件、19筆、16,680㎡。富山県農林水産公社を通じた転貸が64件、170筆、247,410㎡です。

新規と再設定の内訳は、新規が39件、133筆、149,927㎡、再設定が26件、56筆、114,163㎡です。

賃借権と使用貸借の内訳は、賃借権が60件、167筆、252,992㎡、使用貸借が5件、22筆、11,098㎡です。

以上の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長： 事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

13番： 農協転貸から中間管理機構の転貸に変わった場合、新規と再設定のどちらになるのですか。

事務局： 再設定です。

2番： 物納の利用権の種類は何ですか。

事務局： 賃貸借になります。

議長： 他に意見はありませんか。

議長： 特に無いようならば、それでは申請通り決定してよろしいですか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第20号は決定いたします。

(宮坂委員、谷越委員入室)

議長： 続きまして、議案第21号令和3年度富山県農業政策に関する提言について（案）を事務局より説明を求めます。

事務局： 富山県農業施策に関する政策提案活動の実施についてということで、富山県農業会議から市町村農業委員会あてに意見照会が来ております。魚津市農業委員会では2点提案したいと考えておりますのでご説明いたします。

【議案第21号 議案書をもとに朗読】

議長： 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

8番： 地区によっては基盤整備から時間が経過し農業用排水路が老朽化しています。改修の予算確保をお願いしたい。

事務局： 用排水路の整備・改修などハード面での予算確保を迫記したいと思います。

11番： 表現が抽象的なので、被害の程度を具体的な数字を使って深刻さを訴えてほしいです。

議長： その他に意見はありませんか。無いようならば皆さんの発言を踏まえ、内容の修正は事務局一任としてよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議長： 異議が無いようですので、議案第21号は（案）を修正し提出することとします。

議長： これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・農振除外（令和3年5月受付分）について
・農業経営法人化・経営継承セミナーについて
・「ほおぼる幸せ。富山米」生産推進大会について
・全国農業新聞表彰の披露

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後 3 時00分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第18号 受付番号1番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 中尾 能成
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請は、所有権移転する農地は譲渡人と譲受人との仲間田になっており、申請地2の農地と交換することにより、それぞれ1枚の田が同一所有者となり、所有権が現況どおり整理され、農作業を効率よく行うことができるものと考えられる。 申請農地は、以前から譲受人が自家野菜を作付けしていた農地で、これまで同様、自家野菜を作付けする計画であり、実際の耕作状況としてはこれまでと変化がない。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。 なお、6月24日、金坂委員と事務局井口、中尾が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第18号 受付番号2番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 中尾 能成
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・権利を取得しようとする譲受人の農地面積は、下限面積の5000㎡を超えないが、住宅団地の隣に位置し、面積が小さく細長い形状をしており、譲受人が隣接地を耕作している。よって、その位置、面積、形状等からみてこの申請地に隣接している農地を現に耕作している者でないと利用が困難であると認められるので、下限面積5000㎡が無くても、農地法施行令第2条第3項第3号の規定により、農地法違反に該当しない。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請は、所有権移転する農地は譲渡人と譲受人との仲間田になっており、申請地1の農地と交換することにより、それぞれ1枚の田が同一所有者となり、所有権が現況耕作者どおり整理され、農作業を効率よく行うことができるものと考えられる。 申請農地は、以前から譲受人が自家野菜を作付けしていた農地で、これまで同様、自家野菜を作付けする計画であり、実際の耕作状況としてはこれまでと変化がない。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。 なお、6月24日、金坂委員と事務局井口、中尾が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第18号 受付番号3番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 中尾 能成
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請は、所有権移転する農地は譲渡人と譲受人の中間田になっており、譲受人が農地を購入することにより、農作業を効率よく行うことができるものと考えられる。また、譲渡人は、県外に住んでおり、耕作は不可能である。 また申請農地は、以前から譲受人が水稻を作付けしており、所有権移転後もこれまで同様、水稻を作付けする計画であり、実際の耕作状況としてはこれまでと変化がない。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。 なお、6月24日、金坂委員と事務局井口、中尾が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第18号 受付番号4番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 中尾 能成
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請は、所有権移転する農地は譲渡人と譲受人の中間田になっており、譲受人が農地を購入することにより、農作業を効率よく行うことができるものと考えられる。また、譲渡人は、県外に住んでおり、耕作は不可能である。 また申請農地は、以前から譲受人が水稻を作付けしており、所有権移転後もこれまで同様、水稻を作付けする計画であり、実際の耕作状況としてはこれまでと変化がない。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。 なお、6月24日、金坂委員と事務局井口、中尾が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第5条調査書

議案第19号 受付番号1番
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha未満（0.1ha）の一団の農地の区域内にあり、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。 転用許可基準は、代替可能性勘案の必要なし（集落接続）です。	
転用目的	借人は結婚後共同住宅に住まいしていますが、家族の増加を踏まえて戸建て住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画で、住宅ローン借入に関する事前審査回答書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接農地との境界にはコンクリート擁壁を設置し、被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は隣接の側溝へ放流する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

